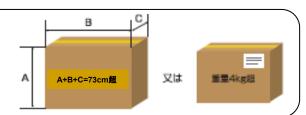
特定信書便事業とは

以下の3つの役務のいずれかのサービスを提供する事業

1号役務(大型信書便役務)
長さ、幅及び厚さの合計が<u>73cmを超え</u>、
又は重量が<u>4kgを超える</u>大型の信書便物を送達



● 2号役務(3時間役務) 信書便物が差し出された時から<u>3時間以内</u>に その信書便物を送達



● 3号役務(高付加価値役務)1 通の料金の額が800円を超える信書便物を送達



役務の区別	主なサービス例
①大型信書便役務	・本庁と支庁等の間の文書等配送便(巡回、定期集配サービス) ・貨物に同封された信書の送達
② 3 時 間 役 務	・バイクや自転車等を利用した急送サービス
③高付加価値役務	・メッセージカードや電報類似の配達サービス・遠距離への急送、高セキュリティサービス